

◎佐賀県条例第7号

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
(市町等が処理する事務の範囲等) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。		(市町等が処理する事務の範囲等) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。	
事務	市町又は広域連合	事務	市町又は広域連合
1～3の3 略		1～3の3 略	
4 略		4 略	
		4の2 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）であって、障害者若しくは障害児又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況の確認に係るもの</u>	各市町
		(1) <u>法第52条第1項の規定による支給認定</u>	
		(2) <u>法第56条第2項の規定による支給認定の変更の認定</u>	

改正前		改正後	
5～9 略		5～9 略	
9の2 農地法（昭和27年法律第229号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(10) 略	佐賀市 みやき町	9の2 農地法（昭和27年法律第229号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(10) 略	佐賀市（(5)に掲げる事務に限る。） みやき町
9の3～10の3 略		9の3～10の3 略	
11 略		11 略	
11の2 工場立地法（昭和34年法律第24号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの <u>(1) 法第6条第1項の規定による特定工場の新設の届出を受理すること。</u> <u>(2) 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項の規定による特定工場に係る届出を受理すること。</u> <u>(3) 法第7条第1項の規定による特定工場に係る届出を受理すること。</u> <u>(4) 法第8条第1項の規定による特定工場の変更の届出を受理すること。</u> <u>(5) 法第9条第1項の規定により、特定工場の設置の場所に関し必要な事項について勧告をすること。</u> <u>(6) 法第9条第2項の規定により、法第6条第1項第5号又は第6号の事項に関し必要な</u>	各町		

改正前		改正後	
<p><u>事項について勧告をすること。</u></p> <p>(7) <u>法第10条第1項の規定により、法第9条第2項の勧告に係る事項の変更を命ずること。</u></p> <p>(8) <u>法第11条第2項の規定により、同条第1項に規定する期間を短縮すること。</u></p> <p>(9) <u>法第12条の規定による氏名若しくは名称又は住所の変更の届出を受理すること。</u></p> <p>(10) <u>法第13条第3項の規定による地位を承継した旨の届出を受理すること。</u></p> <p>(11) <u>法第20条の規定により、法第12条又は第13条第3項の規定による届出に関し過料に処すること。</u></p>			
12～27 略		12～27 略	
<p>28 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1)～(7) 略</p>	各市町	<p>28 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この号及び次号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1)～(7) 略</p>	各市町（佐賀市にあっては、(5)に掲げる事務のうち、 <u>法第93条に係るものを除く。</u> ）
		<p>29 <u>法に基づく事務のうち次に掲げるもの</u></p> <p>(1) <u>法第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による土木工事等のための発掘に関する届出を受理すること。</u></p> <p>(2) <u>法第93条第2項の規定により、発掘調査</u></p>	佐賀市

改正前	改正後
	<u>の実施その他の必要な事項を指示すること。</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の表第9号の2の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐賀県事務処理の特例に関する条例第2条の表第4号の2の規定は、この条例の施行の日以後に行われる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第52条第1項又は第56条第2項の規定に基づく申請その他の行為について適用する。

3 この条例の施行の日前に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく事務のうち同法第93条第1項において準用する同法第92条第1項の規定により佐賀県教育委員会に対してなされた届出に基づく処分その他の行為については、同日以後においても、佐賀県教育委員会がするものとする。